

西予市告示第160号

西予市地縁団体の認可に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月8日

西予市長 管 家 一 夫

西予市地縁団体の認可に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

西予市地縁団体の認可に関する事務取扱要綱(平成25年西予市告示第85号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「署名及び押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第12条を第13条とし、第11条中「認可を受けた地縁団体」を「認可地縁団体」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の交付請求があったときは、地縁団体台帳の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載した証明書を交付しなければならない。この場合において、当該地縁団体台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

- (1) 代表者又は代表者であった者の住所
- (2) 裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であった者の住所
- (3) 代表者の代理人又は代理人であった者の住所
- (4) 清算人又は清算人であった者の住所
- (5) 主たる事務所の所在地(前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。)

第10条に次の2項を加え、同条を第11条とする。

3 前項後段の規定にかかわらず、第1項の請求者が次の各号に掲げる者であ

って、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を表示することを希望する旨申し出た場合、国又は地方公共団体が公用又は公共用の事業の用に供する場合その他市長が必要と認める場合には、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、同項後段の規定による措置を講ずることなく交付することができる。

(1) 前項各号に掲げる者 当該者の住所

(2) 前項各号に掲げる者から住所を表示した地縁団体台帳を交付することについて委任を受けた者 当該委任をした者の住所

4 前項の規定により第2項後段の措置を講ずることなく証明書を交付する場合において、市長は認可地縁団体交付請求書に加え、前項各号に掲げる者であることを証する書類、公用又は公共用の事業の用に供するものであることが確認できる書類その他市長が必要と認める書類の提出を求めることにより、当該請求ができる者であることを確認しなければならない。

第9条第1項中「認可を受けた地縁団体」を「認可地縁団体」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、清算終了年月日を地縁団体台帳に記載しなければならない。

第9条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

3 市長は、第1項の届出を受理したときは、第5条第1号及び第3号に掲げる事項、同条第4号の事項(同条第5号から第7号まで及び前条第2項第1号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)、前条第2項第1号の事項(清算人の氏名に限る。)並びに清算終了年月日を告示しなければならない。

第8条第1項中「認可を受けた地縁団体」を「認可地縁団体」に改め、同条第2項中「告示」を「地縁団体台帳に記載」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 清算人の氏名及び住所並びに就任年月日

(2) 解散事由

(3) 解散年月日

第8条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

第7条第1項中「認可を受けた地縁団体」を「認可地縁団体」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「認可を受けた地縁団体」の次に「(以下「認可地縁団体」という。)」を加え、「前条第1項各号」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「当該地縁団体」を「当該認可地縁団体」に、「告示及び前条第2項の認

可台帳の変更を」を「告示をし、当該変更事項を地縁団体台帳に記載」に改め、同条に次の１項を加え、同条を第７条とする。

３ 前項の規定により告示内容の変更事項を地縁団体台帳に記載する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項についても当該地縁団体台帳に記載するものとする。

- (１) 名称に変更があった場合 名称の変更に伴う規約変更の認可年月日
- (２) 主たる事務所の所在地に変更があった場合
 - ア 規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日
 - イ 規約変更を要さないときは、当該事務所の移転年月日
 - ウ 行政区画の変更又は住居表示の変更によるときは、その変更年月日又は実施年月日
- (３) 代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があった場合
 - ア 変更の原因
 - イ 当該原因が発生した年月日
- (４) 規約に定める目的を変更した場合 目的の変更に伴う規約変更の認可年月日
- (５) 区域を変更した場合 区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

第５条第１項中「次の各号に掲げる事項」を「前条第１号から第３号までに掲げる事項、同条第４号の事項(同条第５号から第７号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。)、同条第５号から第７号までに掲げる事項(住所を除く。)、同条第８号及び第９号に掲げる事項」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「その認可の告示事項を記載した地縁団体登録台帳(別記様式第２号)を作成」を「前条第１号から第７号までの事項の告示年月日を地縁団体台帳に記載」に改め、同条を第６条とする。

第４条の次に次の１条を加える。

(地縁団体登録台帳の作成)

第５条 市長は地縁団体の認可をしたときは、地縁団体ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した地縁団体台帳(別記様式第２号)を作成しなければならない。

- (１) 名称
- (２) 規約に定める目的
- (３) 区域
- (４) 主たる事務所の所在地
- (５) 代表者の氏名及び住所

- (6) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日
- (10) 台帳を起こした年月日

様式第4号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第7号中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

様式第8号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める

様式第9号を次のように改める。

年 月 日

西予市長 様

請 求 者
氏名

住所

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の地縁による団体に係る同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

- 1 請求に係る地縁による団体
- (1) 名 称
- (2) 主たる事務所の所在地

- 2 通 数
- 通

- 3 代表者等の住所の表示の申出の有無
- 有 ・ 無

※住所の表示ができるのは、代表者本人又は代表者からの委任状をお持ちの代理人に限ります。併せて本人確認書類の提示が必要となります。

受 付	年 月 日		手 数 料 1 通 300 円	通 円
課長	係長	担当		

別記様式第 3 号中「第 7 条関係」を「第 8 条関係」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年10月 1 日から施行する。